

予防法改正運動は、その長期にわたりはげしかったこと、全患者がどういう形でかひとり残らず参加したこと、その力を民意として国の政治に反映させ「主権在民」を身をもって体験し、そのことがいかに困難であるかを自覚したという意味では、全く画期的なことでありました。その戦いの壮大さにおいてはまさに全患協の闘争史上、最大の闘いでありました。国会を通過した「らい予防法」は「日本国憲法」の法体系のうちに、明確に位置づけられ、これまで国民のうち外にはじきだされていた患者も、ここで法的にも国民の仲間いりができたといえますよう。

この予防法改正の闘いの成果として、昭和二十九年四月になると、これまで月額四〇〇円であった慰安金は五〇〇円（生活保護による結核の入院患者の日用品費と同額）に増額されました。昭和三十年四月になると、重病棟を基準看護に切りかえ、看護婦の定員を大中にふやしました。それまで療養所でありながら、患者が患者を看護するという制度をおしつけ、軽症患者には不当な労働をしい、重症者は不合理な看護にあまじなければならなかった創立いらひの悪い習慣から解放されることになったのです。思えば、政府は患者を収容し、治療はほどこしたが、看護はしてこなかったのです。その無責任なやり方は、ようやくにして終わりをつげたわけです。残された不自由者（重度の身障者）だけは、依然として、軽症患者の付添介助のままに残され、つぎの時期を待つことになったのです。

同じ三十年九月には、長島愛生園内に定時制高等学校（定員一二〇名、一学級三〇名）が開設され、全国療養所から選抜された三〇名の少年患者をむかえ、全患協傘下自治会代表は父兄にかわって第一回入学式にのぞんだのです。憲法に保障された教育の機会均等が病める少年達をはぐくむことになり、患者も高等普通教育がうけられるようになったのです。

さらに、多磨全生園に隣接する敷地に「らい研究所」が発足することとなり、これまではらばらに行われた研究を総括するとともに、疫学、病理、細菌、免疫などハンセン氏病の本質を追求し、治療の効果をいっそうおすすめるための研究が行われることになりました。

また、この年はじめて、職業補導費が予算に計上され、全快していく患者のための施策がはじまっています。もちろん、その額も少く、そのための十分な施設はありません。

つづいて、昭和三十三年四月、退所者更生資金貸付制度が設置されると、それをおっかけるように「軽快退所の医学的基準」が発表されました。

結節型 二ケ年 毎月菌検査

神経型 一ケ年 毎月菌検査

連続して菌が発見されない場合は、退所できるようになったのです。ここではじめて、ハンセン氏病は治療によって治ることを保障したのです。これからは「不治の病」ということばは、ハンセン氏病の代名詞ではなくなつたのです。